

「佐賀県農地集約協力金事業」の概要

趣 旨

地域農業の将来ビジョンの実現に向け、市町や農業委員会が、関係機関・団体や該当地区の農家等と連携し、企業・法人の参入・規模拡大や、新規就農者用の園芸団地として農地中間管理機構を活用して集約した農地の事前確保等を行う場合に、該当地区の協力耕作者等に協力金を交付することにより、農地集約の取組を促進。

事業実施主体

市町

助成対象者

農用地の出し手となる耕作者等

対象期間

毎年1月1日から当年12月31日までに公告され、中間管理権の設定等が行われた農用地

地区及び面積等要件

〔地区〕

市町や農業委員会が関係機関・団体や地区の農家等と連携し、企業・法人の参入・規模拡大や、新規就農者用の園芸団地等として集約した農地の事前確保等を行う地区 ※園芸振興の取組に限る

〔面積〕

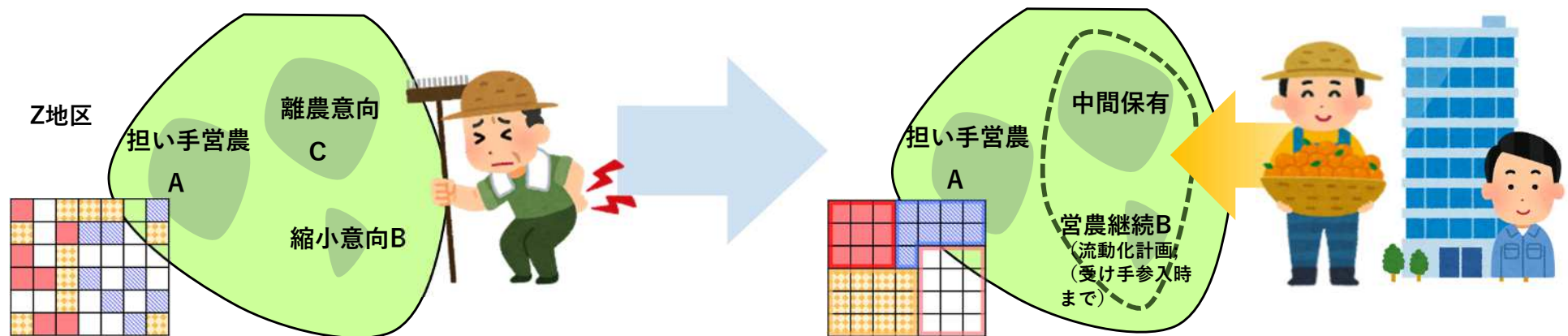
集約して確保される団地面積が概ね1ha以上（中山間地域は0.5ha以上）となる農用地

農地中間管理機構への中間管理権の設定、又は農地中間管理機構を通じた所有権移転が行われた農用地

補助率等

3万円/10a

※1戸あたり上限額50万円



地区要件について

■ 対象地区（園芸振興に資するため、中間管理機構を活用して、次のいずれかの取組を行う地区）

- ① 市町等園芸団地運営協議会により大規模園芸団地構想を策定し、当該整備を行う地区、
又は地域園芸団地運営協議会によりさが園芸888運動園芸団地構想を策定し、当該整備を行う地区
- ② 市町が関係機関・団体と連携し、トレーニングファーム修了生等の就農地の確保や規模拡大志向経営体の規模拡大用の農用地の確保に取り組む地区
- ③ 市町が関係機関・団体と連携し、企業や農業法人等の農業参入・規模拡大用の農用地の確保・貸付等に取り組む地区（企業・法人参入等推進計画を策定）

■ 農地中間管理事業による中間保有を行う場合にあっては、農地中間管理機構に対し特例申請が必要

■ また、当該中間保有を行う期間、一部の出し手が一定期間耕作を継続（出し手＝受け手）する場合は、地区農地流動化計画を策定する必要

市町等が、**地区園芸団地構想**や、**企業・法人参入等推進計画**を策定



働きかけ



農用地の要件等

■ 対象農用地

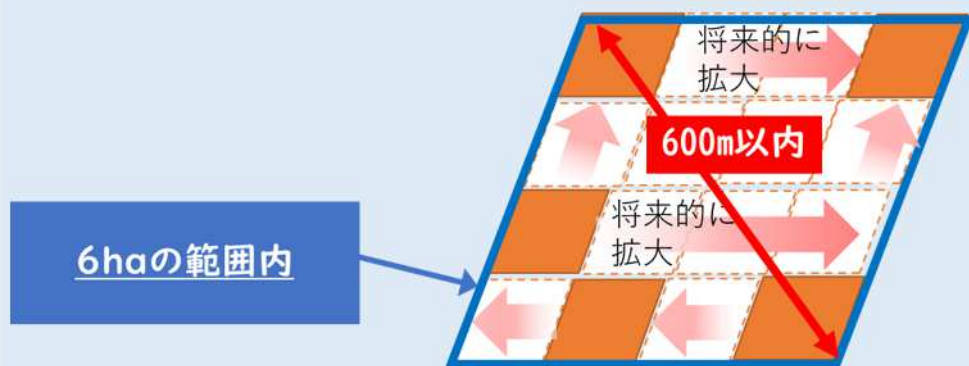
- ・農業振興地域内農用地区域内の農地（青地）
- ・団地面積が概ね1ha以上（中山間地域は0.5ha以上）となるもの、又は園芸団地構想に位置付けられている農用地

※「団地」の考え方は、各取組において次のとおり

園芸団地の場合 （前頁の対象地区①）

約6haの範囲内に存する農用地で
最も離れている圃場が600m以内
かつ面積の合計が概ね1ha以上となるもの

※園芸団地の農地要件に準ずる



園芸団地以外の場合 （前頁の対象地区②、③）

単筆もしくは複数筆で構成される団地面積が
概ね1ha以上となるもの

※「団地」とは、以下のいずれかに該当する農用地のこと

- ①畦畔で接続する2筆以上の農地
- ②農道又は水路等を挟んで接続する2筆以上の農地
- ③各々一隅で接続する2筆以上の農地
- ④段状に接続する2筆以上の農地



■ 対象期間

- ・農地中間管理権の設定等が前年度1月1日から
当年度12月31日までに行われた農用地（公告基準）

令和6年度の場合

対象期間の中間管理権の設定等

